

都立多摩図書館 駐車場運営業者募集要項

東京都立多摩図書館（以下「図書館」という。）は、現在の駐車場に係る使用許可期限の満了に伴い、引き続き、施設の駐車場を運営するに当たり、以下のとおり、駐車場運営業者（以下「事業者」という。）を公募により選定します。

第1 募集目的

施設内の駐車について、図書館及びセミナールーム等施設を利用する者に対し利便性を確保するとともに不正駐車防止を図るため。

第2 駐車場運営のコンセプト

「森の中の本の森」の設計コンセプトで建てられた多摩図書館は、「東京マガジンバンク」、「児童青少年資料サービス」の異なる2つの機能を持ち、映画会や講演会等を行うセミナールームも備え、課題解決支援、文化交流の拠点となることを目指しているところである。

乳幼児を連れての来館や調査研究のため一定時間滞在する利用者の来館に際し、駐車場を整備することにより、快適に図書館を利用していただくものである。

図書館駐車場運営に係る基本コンセプトは、以下のとおりとする。

- 1 設計コンセプトを踏まえ、施設及び周辺地域と調和し、車での来館者が利用しやすい施設であること。
- 2 図書館利用者に対して、利用料金割引等一定程度の優遇措置を図るサービスを提供すること。
- 3 図書館利用者のための車室確保や路上駐車防止対策、防犯対策等を講じること。

第3 運営場所等

- 1 名 称 東京都立多摩図書館
- 2 所 在 地 東京都国分寺市泉町2丁目2番26号
- 3 開館時間

- (1) 平 日 : 午前9時から午後9時まで
- (2) 土日祝日 : 午前9時から午後5時30分まで
(ただし、図書館は午前10時から開館)

4 休館日

- (1) 図書館
毎月第1木曜日、第3金曜日、特別整理期間（年12日以内）、年末年始等〔年間40日程度〕
- (2) セミナールーム
年末年始、施設保守点検日（1日）〔年間7日〕

5 開 館 平成29年1月29日

6 その他 図書館は、「国分寺市泉町地区地区計画」の対象区域となっている。

第4 運営条件

1 運営の概要等

使用目的	有料時間貸駐車場（普通車及び自動二輪車）の運営	
使用方法	東京都教育財産管理規則第15条第1項第4項に基づき、行政財産の目的外使用を許可する。	
運営時間	原則、365日、24時間利用できることとする。 ただし、太陽光発電設備設置工事に伴い、令和8年3月頃から令和9年2月頃までの間、以下のとおり駐車場等の一部の使用を停止する予定である。 （1）工事期間中の休館日は、駐車場全面を工事車両及び図書館業務用車両の駐車スペースとして使用するため、一般車両の利用を全て停止する見込みである。 （2）工事期間中の開館日は、一般駐車スペースの一部を資材置き場として使用するため、数台分のみ駐車可能となる見込みである。	
使用許可面積	603.43㎡ ・対象範囲は、別紙1のとおり※業務用車両と共用する通路については、使用許可の対象外とする。	
使用許可期間	使用許可書に記載の日から3年間 ・運営開始前の準備及び終了後の撤収等に要する期間についても、使用許可期間に含む。 ・使用許可開始時期については、別途協議する。 ・営業開始日は、<u>令和8年1月13日（火）</u>を目途とし、別途協議する。	
使用料等	1㎡あたり月額使用料は、111円とする。 使用料のほか、事業者の負担は以下のとおり 1 駐車場運営に係る設備（設置、維持管理、撤去、原状復旧含む） 2 駐車場運営に係る電気料金、使用許可範囲における清掃費、廃棄物処理費、人件費、材料費、警備費（機械警備を導入する場合はその費用も負担すること）等 ・電気料金は、別途図書館が指定する期限までに納付すること。	
施設・設備等	施設及び設備等の諸条件については、以下のとおり。	
	車室等	・普通車 18台 ・身体障害者用 2台 ・自動二輪 3～4台程度 ・機械（フラップ式等）による管理を行うものとする。 ・図書館開館時間中、上記、身体障害者用の車室（2台分）は、身体障害者への利用に供することができる状態にしておくこと。
	建築	・インターロッキング舗装
	電気	・各車室までの配管あり
	消防設備	・移動式粉末消火設備、煙感知器
	・事業者は、自らの責任と負担において、駐車場設備の設置工事を実施する	

	こと。 設置工事については、工事開始前に図書館と設計及び施工の協議を行った上、都立中央図書館長（以下、「館長」という。）の承認を得ること。 ・館長の指示に従い、建築、電気、機械及び防災等の各設備を、常に良好な状態に保つよう使用すること。
運営	駐車場利用者及び有料時間貸駐車場に関する近隣への対応は、事業者が一切の自己責任で行うものとする。
届出	駐車場運営に当たり、必要となる届出等の手続きは全て事業者が行うこと。

2 その他

（１）使用上の制限

事業者は、使用財産を第三者に使用させることはできない。

事業者は、使用財産について、形質を変更してはならない。ただしあらかじめ書面による承認を受けたときは、この限りではない。

（２）使用許可の取り消し又は変更

次のいずれかに該当するときは、使用許可の取消し又は変更を行うことがある。

ア 使用許可条件に違反したとき

イ 使用財産を、公用又は公共用に供するため必要とするとき

（３）原状回復

事業者は、使用許可期間が満了したとき、又は上記（２）に規定により使用許可を取消されたときは、自己の負担において直ちに原状回復すること。なお、この場合、事業者は図書館に一切の補償を請求することができない。

（４）損害賠償

事業者は、その責に帰する理由により、図書館又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己責任でその損害を賠償しなければならない。

（５）有益費償還請求権の放棄

事業者は、使用財産について支出した有益費、必要費その他の費用を請求することができない。

（６）実地検査等

東京都において必要があるときは、使用財産について随時実地検査し、資料の提出又は報告を求め、その他その維持使用に関し指示することができる。

（７）利用料金等

駐車場利用料金については、館長に一覧表を提出して、その承認を得なければならない。

（８）遵守事項

次に掲げる事項を遵守すること。

ア 運営に当たっては、駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）その他関係法に定める事項を遵守すること。

イ その他行政財産使用許可書の条項を遵守すること。

(9) その他

都立多摩図書館では、令和8年3月頃から令和9年2月頃まで太陽光発電設備設置工事を予定しており、その間、駐車場の一部の使用を停止する予定である。また、工事に伴い、駐車場周辺に仮設足場の設置や工事区画の仮囲いを行う。駐車場の一部使用停止期間の運営等（休館日の一般車両の利用停止の切り替えや工事中的入退場管理等を含む。）については、別途協議して定めるものとする。

第5 応募資格要件

- 1 同一業種の営業経験年数が3年以上であること。
- 2 税金を完納していること。
- 3 資産状態が良好であること。
- 4 東京都内における来庁者用駐車場運営の実績があること。
- 5 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に規定する処分を受けている団体でないこと
- 6 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団関係者ではないこと。
- 7 上記5及び6に掲げる者から委託を受けた者並びにその関係団体及びその役職員又は構成員ではないこと。

第6 公募手続き

1 運営開始までのスケジュール

事 項	月 日
募集要項提示（都立図書館ホームページ）	令和7年8月20日（水）
企画提案参加申込書の提出	令和7年9月1日（月）まで（必着）
質疑の受付	令和7年9月2日（火）から9月4日（木）まで
質疑に対する回答	令和7年9月11日（木）〔予定〕
応募書類等の提出	令和7年9月18日（木）午後5時まで
一次選考（書類審査）	令和7年9月下旬
二次選考（プレゼンテーション）	令和7年10月上旬
事業者の決定	令和7年10月中旬～下旬
運営に関する協定書締結	令和7年10月下旬～11月上旬
使用許可手続き	令和7年11月上旬～
営業準備	令和7年11月上旬～
営業開始	令和8年1月10日（土）以降

2 企画提案参加申込書の提出

本募集の参加希望者は、以下のとおり、企画提案参加申込書（様式1）を提出すること。

受付期間	令和7年8月20日（水）から令和7年9月1日（月）まで
提出方法	持参又は郵送（必着）
提出先	都立多摩図書館管理担当（〒185-8520 国分寺市泉町2丁目2番26号）

3 質疑及び回答

上記2の企画提案参加申込書の提出者に対して、以下により本募集要項に関する質疑を受け付ける。

なお、回答は、企画提案参加申込書の提出者全員に対して、受け付けた質疑全てについてEメールにて送付する。

受付期間	令和7年9月2日（火）から令和7年9月4日（木）まで
提出書類	質疑書（様式2）
提出先	都立多摩図書館宛てEメール（S9000044（at）section.metro.tokyo.jp） 迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を一部変更しております。 お手数ですが、メール送信の際は（at）を@に置き換えてご利用ください。
質疑に対する回答	令和7年9月11日（木）予定

4 応募書類等の提出

企画提案参加申込書の提出者は、提出書類一覧（別紙2）に基づき、応募書類等を作成の上、以下のとおり、提出すること。なお、提出された応募書類等は返却しない。

提出期限	令和7年9月18日（木）午後5時まで
提出方法	持参（郵送及びEメールでの提出は不可）
提出先	都立多摩図書館管理担当（〒185-8520 国分寺市泉町2丁目2番26号）

5 事業者の選定

（1）選考方法

提出された応募書類等に基づく書類選考及び企画提案内容についてのプレゼンテーションにより、審査し事業者の選定を行う。プレゼンテーションの日時等については、書類選考の結果と合わせて別途通知する。

選考結果は、全ての応募書類等提出者に対して、文書で通知する。なお、審査結果の内容についての問い合わせには応じない。

（2）評価項目

評価項目	着眼点
確実な運営・実績	実績年数、都内での営業実績等
財務の健全性	納税状況
	財務状況
企画提案	運営方針
	運営体制
	サービス内容
	安全管理
	その他

（3）選定取り消し

以下の場合には、事業者としての決定を取り消すことがある。

ア 正当な理由なく、図書館の指定する期日までに運営に関する協定書締結及び使用許可の手続きに応じなかったとき。

イ 提出された応募書類に虚偽が判明したとき、又は、著しく社会的信用を損なう行為を行う等により、事業者としてふさわしくないと図書館が判断したとき

6 運営に関する協定書の締結

図書館と事業者の間で、駐車場の運営について協議を行い、使用許可条件となる以下の項目等必要な事項に関して協定を締結する。

法令等の遵守、運営に関する費用、第三者に対する債権債務、図書館の名義使用の禁止、管理区分、設備点検等の実施、報告義務、改修工事等、利用料金、担当者名簿の提出、安全管理等、防火管理等、収支報告の義務、原状回復、補償請求、指導・改善確認・使用許可取消し、機密の保持、損害賠償、実地検査等、協定の有効期限、解除の申入れ、光熱水費の負担、その他

7 使用許可手続き

上記 6 の運営に関する協定書締結後、事業者は、行政財産使用許可申請書を提出し、使用許可手続きを行うこと。

8 費用負担

応募及び使用許可手続きに係る一切の経費は、応募者の負担とする。

9 その他

応募及び使用許可手続きに係る書類のあて先は、すべて「東京都立中央図書館長」とし、提出先は上記第 6 の 2～4 の記載及び別途指示によること。

【担当】

都立多摩図書館管理担当

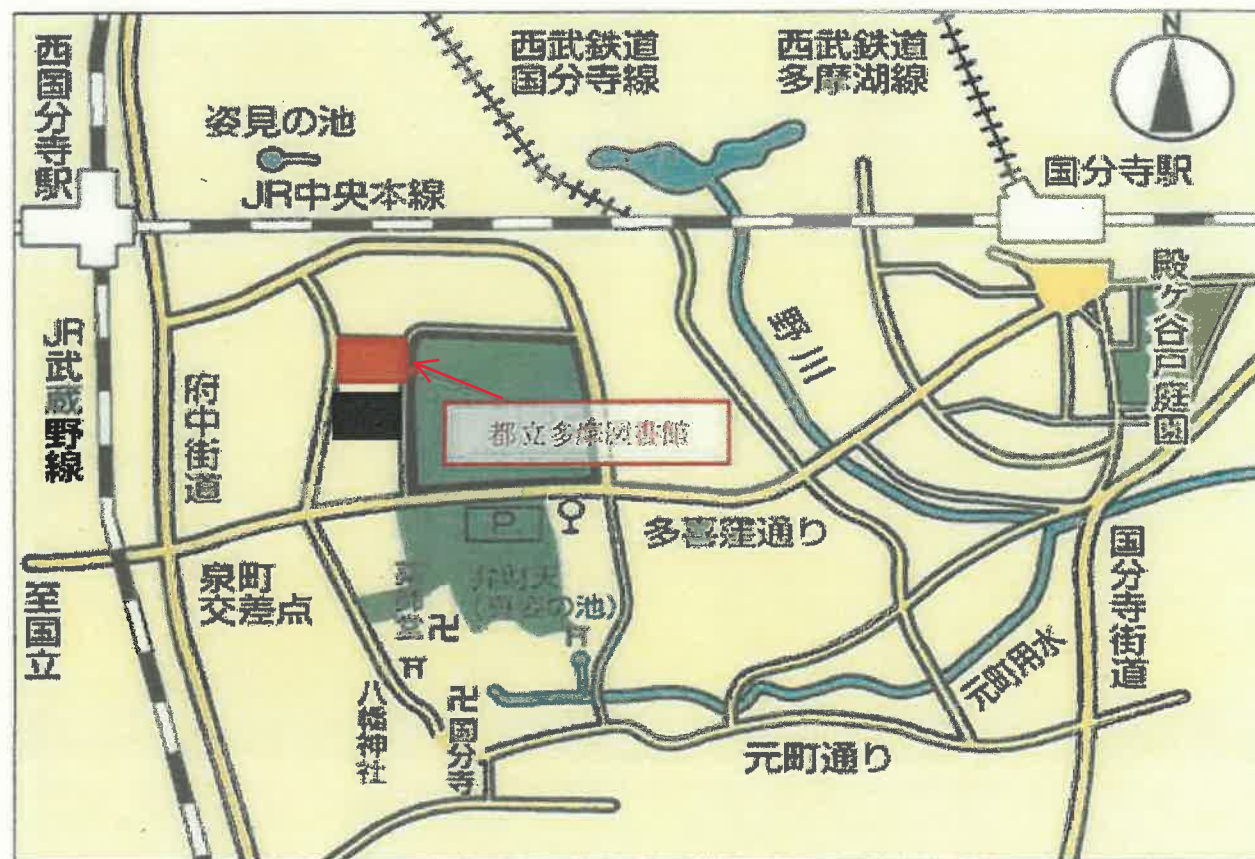
〒185-8520 国分寺市泉町 2 丁目 2 番 2 6 号

電話：042-359-4033

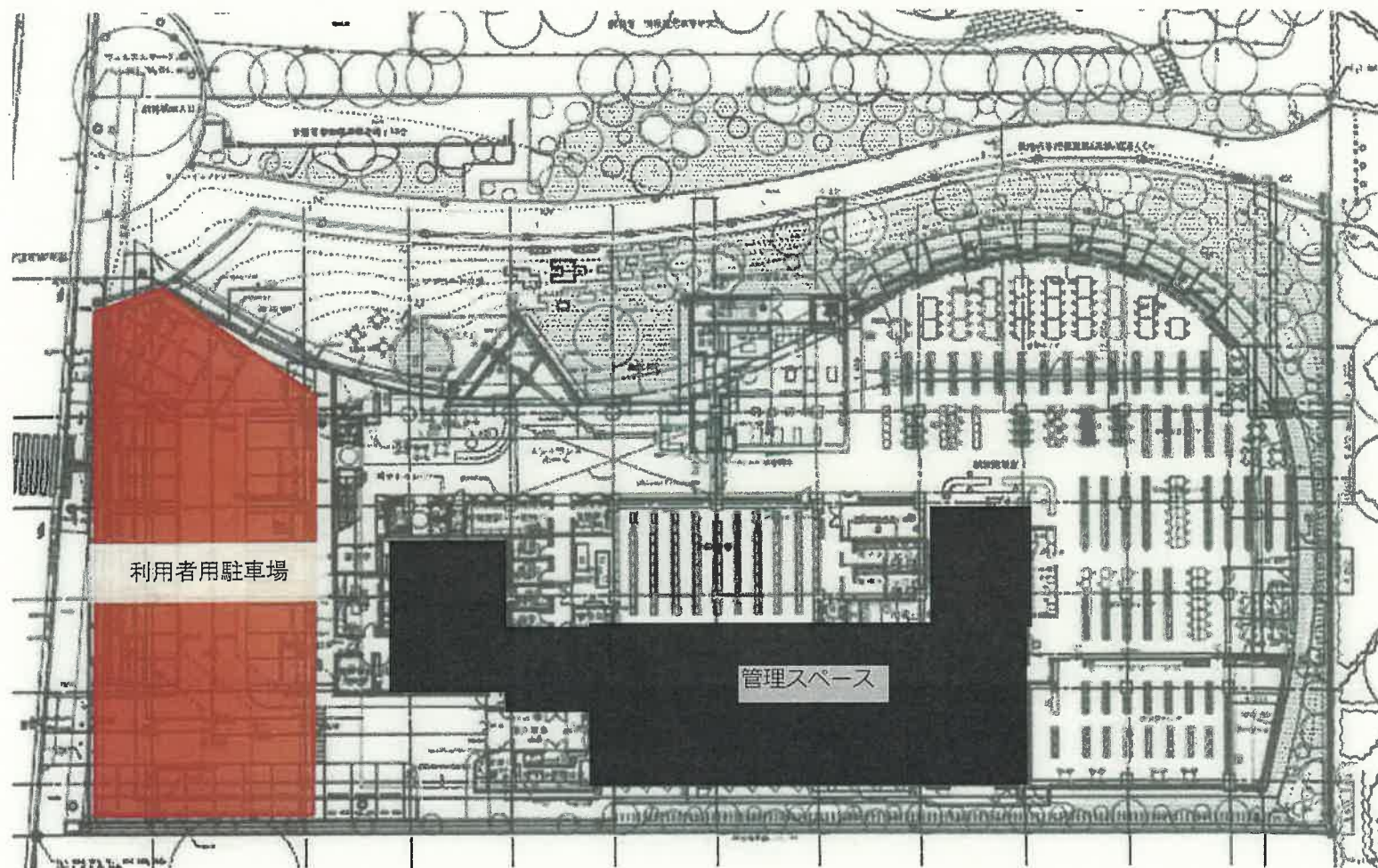
1 案内図



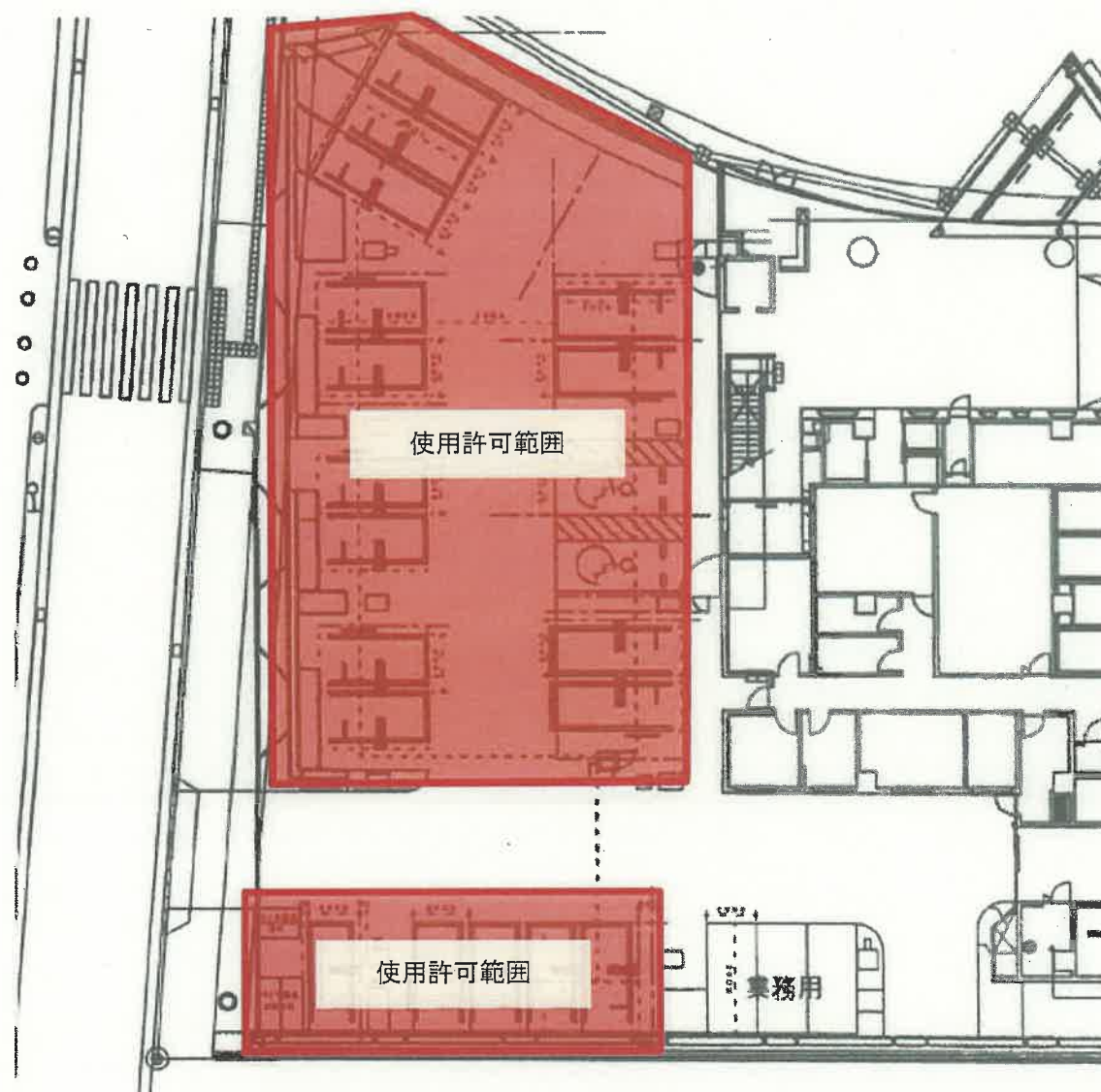
2 広域図



3 全体平面図



4 拡大図



提出書類一覧

	書類	内 容	提出部数
1	駐車場運営申込書	様式 3	1 部
2	定款	最新のもの（法人のみ）	1 部
3	事業概要	企業理念（経営方針）、事業経歴、創立（創業）年月日、資本金、事業内容、従業員数、主な取引先、実績等 ・パンフレット等で可。ただし、パンフレットに記載のない内容については、補足して提出のこと。	1 部
4	営業所等一覧表	様式 4 ・応募書類提出日現在、公共施設において使用許可等により運営している駐車場がある場合は、必ず記載のこと	1 部
5	財務諸表	・直近 2 か年の営業年度分のもの ・法人の場合は、貸借対照表、損益計算書、及び株資本等変動計算書 ・個人の場合は、収支計算書、営業用純資本計算書	各 1 部
6	納税証明書	・直近 1 か年の営業年度分のもの ・法人の場合は、法人税及び法人事業税（確定申告分）に係るもの ・個人の場合は、所得税及び個人事業税に係るもの ・納税実績のない場合は、その理由を詳細に記載した書面、住民税並びに主たる固定資産税の納税証明書	各 1 部
7	商業登記簿謄本	原本（3 か月以内のもの） ・個人で商号を用いている場合は、商号登記簿謄本 ・個人で営業している場合は、住民票又は外国人登録済証明書等	1 部
8	印鑑登録証明書	原本	1 部
9	企画提案書	以下の項目及び内容についての企画書を作成のこと。 企画書は、全体で A 4 判 30 ページ程度とする。 実現可能性の低い企画は含めず、確実に実施できる内容を提案すること。 1 運営方針 コンセプト、ニーズの把握、運営予測、運営開始までのスケジュール等 2 運営体制 責任体制、トラブル発生時の対応方法 3 駐車場イメージ 機器姿図、看板等イメージ図等	正 1 部 副 8 部 応募者名は、正 1 部にのみ記載し、副 8 部には、応募者名及び応募者を推測できる記載はしないこと。

		4 サービス内容 ・駐車場利用料金（図書館利用者への優遇措置を含む） ・身体障害者用車室の運用方法 ・図書館利用者のための車室確保策 ・その他独自サービス 5 安全管理 防犯対策、災害時対応等 6 その他 社会貢献活動の取組み等	
--	--	--	--